

公告第 163 号  
平成 25 年 2 月 26 日

## 公 告

中部アイティ産業健康保険組合  
理事長 鈴木 勉

平成 25 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 47 条（任意継続被保険者の標準報酬）の規定による当健康保険組合の平成 24 年 9 月 30 日現在における全被保険者の報酬月額を平均した額（平均報酬月額）及び平成 25 年度の平均標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

### 記

1. 平成 24 年 9 月 30 日現在の平均報酬月額 334,782 円
2. 平成 25 年度における平均標準報酬月額 340,000 円
3. 適用期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 1 日まで

以上